

松山市公式ウェブサイトAIナビ機能構築業務委託
プロポーザルに関する質問回答

No.		質問	回答
1	8. 参加資格要件(5)	<p>ウェブサイトやAIまたはそれらの業務に類似する業務を営んでいること。</p> <p>とありますが、弊社はウェブサイト制作会社やAI開発を行う会社ではありません。しかしながら、社内の効率化等で、ウェブサイトの構築や、AIを活用した取り組み（AIチャットボットやAIによる事務効率化等）を実践しております。この場合、(5)の参加資格要件を満たすと考えても大丈夫でしょうか？</p>	<p>ウェブサイトやAIなどの開発業務を営んでいることが望ましいですが、生成AIが登場してまだ数年という歴史の中で今回は参加資格要件として厳格に制限するつもりはございません。</p> <p>本業務を実現できる事業者かどうか、参加表明書とともに提出いただく書類を確認し、要件を緩和して判断させていただきます。</p>
2	14.参加表明書の提出	<p>弊社は、公告日時点で令和8年度松山市競争入札参加資格（物品調達等）を有しているため、参加表明にあたり書類提出時チェックリスト①（参加表明書）の書類番号2～5は、提出不要の認識です。</p> <p>松山市競争入札参加資格（物品調達等）のうち、応札にあたり業者登録が必要な品目があればご教示ください。また、必要な品目について業者登録ができていない場合、提出が必要な書類についてご教示ください。</p>	<p>令和8年度松山市競争入札参加資格を有している場合は、「物品調達等」を含むどの品目でも、書類提出時チェックリスト①（参加表明書）の書類番号2～5は提出不要です。つきましては、貴社の場合、書類提出時チェックリスト①（参加表明書）の書類番号2～5の提出は不要です。また、応札にあたり別の品目を登録する必要もございません。</p>